

()

平成22年 第1回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【3月29日】

()

目 次

| | |
|--|----|
| 日時・場所 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明員 | 3 |
| 議事補助員 | 4 |
| 議事日程・会議に付した事件 | 4 |
| () | |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第2 諸般の報告 | 5 |
| 日程第3 議席の指定 | 5 |
| 日程第4 会期の決定 | 5 |
| 日程第5 広域連合長のあいさつ | 6 |
| 日程第6 報告事項 | 8 |
| 日程第7 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について | 9 |
| 日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて | |
| 承認第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) | |
| 承認第2号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 10 |
| 日程第9 議案第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第3号) | 11 |
| 日程第10 議案第2号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案 | 12 |
| 日程第11 議案第3号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案 | 12 |
| 日程第12 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | 20 |
| 日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について | 20 |

| | |
|--|----|
| 日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部改正について | 21 |
| 日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について | 22 |
| 日程第16 一般質問 | 24 |
| 日程第17 請願第1号 | 33 |
| 閉会 | 35 |
| 会議録署名 | 36 |

日時・場所

平成22年3月29日(月) 18時30分

福岡県自治会館(福岡市博多区千代四丁目1番27号)

出席議員(56名)

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 白石 一裕 | 24番 釜井 健介 | 49番 川上 誠一 |
| 2番 山本 真智子 | 26番 平安 正知 | 53番 山本 康太郎 |
| 3番 荒川 徹 | 27番 平原 四郎 | 54番 柴田 好輝 |
| 4番 中村 義雄 | 28番 井上 澄和 | 55番 井上 利一 |
| 5番 阿部 正剛 | 29番 井本 宗司 | 56番 田頭 喜久己 |
| 6番 三角 公仁隆 | 31番 吉田 益美 | 57番 高倉 秀信 |
| 7番 川辺 敦子 | 32番 井上 保廣 | 58番 安丸 国勝 |
| 10番 小野 晃 | 33番 中村 隆象 | 61番 加治 忠一 |
| 12番 堀田 富子 | 35番 怡士 康男 | 62番 浦野 信義 |
| 13番 向野 敏昭 | 36番 有吉 哲信 | 63番 伊藤 良克 |
| 14番 齊藤 守史 | 38番 塚本 勝人 | 64番 伊藤 英明 |
| 15番 森山 元昭 | 39番 西原 親 | 65番 永原 譲二 |
| 16番 伊藤 信勝 | 42番 安川 博 | 66番 春本 武男 |
| 17番 金子 健次 | 43番 三浦 正 | 67番 浦田 弘二 |
| 18番 龍 益男 | 44番 大西 勇 | 68番 吉廣 啓子 |
| 19番 三田村 統之 | 45番 荒木 敏光 | 69番 白石 春夫 |
| 20番 松延 外喜 | 46番 長崎 武利 | 70番 今富 壽一郎 |
| 22番 植木 光治 | 47番 久芳 菊司 | 72番 新川 久三 |
| 23番 八並 康一 | 48番 篠崎 久義 | |

欠席議員(16名)

8番 稲員 大三郎、9番 古賀 道雄、11番 栗原 伸夫、21番 中村 征一
25番 松下 俊男、30番 谷井 博美、34番 小山 達生、37番 松岡 贊
40番 松本 嶺男、41番 武末 茂喜、50番 志岐 義臣、51番 宮内 實生
52番 濱之上 喜郎、59番 石川 潤一、60番 渡邊 元喜、
71番 鶴田 忠良

説明員

広域連合長 楠原 利則、事務局長 大津 秀明、会計管理者 三小田 一郎、
事務局次長 中田 功、医療費適正化等担当次長 桑原 更作、

総務課長 宮田 英生、事業課長 安河内 裕治、総務課課長 安達 弘幸、
事業課課長 末若 明

議事補助員

書記長 宮田 英生、書記 平野 伸治、書記 中島 徳洋

議事日程・会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議席の指定
日程第4 会期の決定
() 日程第5 広域連合長のあいさつ
日程第6 報告事項
日程第7 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求ることについて
承認第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
承認第2号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第3号）
日程第10 議案第2号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
() 日程第11 議案第3号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
日程第12 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第16 一般質問
日程第17 請願第1号

■開会・開議（18時30分）

議長（長崎 武利） 皆さん、こんばんは。議長の長崎でございます。

ただ今から、平成22年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、51名です。議員定数は72名で、定足数は36名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

■日程第1 会議録署名議員の指名

議長（長崎 武利） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、16番、伊藤信勝議員、48番、篠崎久義議員を指名いたします。
（ ）

■日程第2 諸般の報告

議長（長崎 武利） 次に、日程第2「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配布のとおり、平成21年7月から12月までにおける例月出納検査の報告があっておりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及びその他の関係職員の出席を求めましたので、報告をいたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。
（ ）

■日程第3 議席の指定

議長（長崎 武利） 次に、日程第3「議席の指定」を行います。

市町村合併により、議員定数が見直されておりますので、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今ご着席をいただいております席を指定いたします。

■日程第4 会期の決定

議長（長崎 武利） 次に、日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をしました。

■日程第5 広域連合長あいさつ

議長（長崎 武利） 次に、日程第5「広域連合長あいさつ」です。

広域連合長から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

（ ） 楠原広域連合長。

（ ） 広域連合長（楠原 利則） 皆さん、こんばんは。去る2月19日に広域連合長に選任されました久留米市長の楠原でございます。

（ ） 広域連合議員の皆様におかれましては、本日、公務ご多忙の中、また、時間外の招集にも関わらずお集まりいただき、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

（ ） 広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

（ ） 私は、広域連合長の就任に当たり、県内の全ての市町村が参加して構成される広域連合長として、また、約54万人の被保険者の健康と安心して医療が受けられる制度運営の責任者として、まさに身の引き締まる思いであります。

（ ） ご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、スタートした当初から名称の問題や年金天引きについての説明不足、また、保険料がいきなり増額になった方もおられるなど、様々な問題を生じ、苦情や困難の連続でした。その対応のため、国においても度重なる制度の見直し、改正は継続して行われました。制度につきましては、一定の政策が図られてきたと感じていたところですが、昨年8月の衆議院総選挙の結果、政権交代が行われ、後期高齢者医療制度の廃止が表明されました。

（ ） 現在国においては、高齢者医療制度改革会議をスタートさせ、これまで4回の会議において、新しい制度のあり方について議論が行われており、今年8月には中間取りまとめが行われ、改革の方向性が明らかになる予定でありますので、その成り行きに注目しているところであります。

（ ） また今般、本広域連合の設立をめぐって不適切な事件が発生し、多くの関連する報道がなされております。事の真相については、今後の状況の推移を見守りたいと考えておりますが、広域連合の設立以降、構成市町村の皆様を始め関係者の皆様との協力の下、制度の運営も安定してきたところだけに、多くの皆様に新たな不安と不信を生じさせることとなりましたことは大変残念なことであると感じております。これは、本広域連合の設立準備段階の事案でありますので、設立までの経過について改めて皆様とともに再確認する意味で、後ほど事務局より報告させていただきます。

さて、福岡県の平成20年度の1人当たり後期高齢者医療費は108万9千円に上り、平成14年度から7年連続で全国で最も高い医療費となっております。全国で最も低い新潟県や長野県の医療費と比較すると、その差は1.5倍を超え、2位以下の他県との差もますます拡大している状況です。このような状況を踏まえ、本広域連合では昨年5月に広域連合長をトップとするプロジェクトチームを設置し、高齢者の皆さんのが健康で安心して過ごせるよう、ひいては保険財政の安定化を図り、7年連続となっている1人当たり後期高齢者医療費日本一を返上できるよう願って、健康長寿医療計画の策定に取

り組みました。本日は皆様方のお手元に計画書をお配りしておりますので、どうぞご参考いただきたいと存じます。この計画は、県内の高齢者医療の現況を明らかにするとともに、その運営主体である本広域連合及び構成市町村が現在取り組んでいる事業の概要と、今後取り組むべき事業の方向性、目標等を整理いたしたものであり、本広域連合の今後3年間の具体的な施策方針となるものであります。今後さらに少子高齢社会が進行していくなかで、安心して医療が受けられる医療制度を維持、確立するためには、自らの健康は自らつくり、守るという意識を全ての皆様に持っていただく必要があります。そのために健康増進事業は大変重要な役割を担っており、市町村の皆様とともに継続して実施していく必要があると認識をしております。

本広域連合では、高齢者の皆様に安心して医療を受けていただくために、いま以上に構成市町村との連携を深め、住民の皆様及び関係者の皆様のご意見を踏まえ、後期高齢者医療制度が円滑に運営できますよう、そして、しっかりと新制度に引き継げるよう鋭意取り組んでいきたいと考えております。今後とも、議員の皆様をはじめ、関係の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、提案しております議案でございますが、予算議案3件、条例改正議案4件の合計7件の議案を上程しております。また、補正予算の専決に係る承認を2件上程しております。その中で特に今回、制度運営後初めての保険料率の改定を行います。増大する医療費をどう賄っていくか、先ほどの健康長寿医療計画に基づき、健康増進事業等により、高齢者の健康づくりを進め、中長期的視点に立って保険財政の安定化を目指してまいりますが、現時点で必要な医療費を賄うための保険料についてお願いをするものであります。保険料の算定期間が23ヶ月から24ヶ月になること、制度を支える若人世代の人口減に伴い、負担率が上昇するなど制度そのものに起因する上昇要因に加え、本県では1人当たり医療費が依然として上昇し続けています。今回、急激な保険料の増加を抑制するために20年度、21年度の剰余金約33億3千万円を全額投入し、さらに福岡県の財政安定化基金を約22億円積み増した上で、約64億円を取り崩して広域連合に交付していただくなど、現時点で取り得る限りの策を尽くすことによって、軽減後の1人当たりの保険料上昇率を5%未満に抑えることができました。これも、国が示した保険料率の上昇抑制策の実施について福岡県及び構成市町村のご理解とご協力があつてのことと感謝申し上げる次第であります。

平成22年度の当初予算では、総額で5,900億円を超える特別会計と4億3千万円余の一般会計をお願いしております。広域連合の財源は、保険料や若人からの支援金を除けば、その収入の大部分が県等の負担金で成り立っていることから、国、地方財政と同様に厳しい状況に置かれていることを再確認し、なおいっそう適切で効率的な事業運営に努めていく所存でございます。後ほど、個別に提案説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましてはなにとぞ慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして満場のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていた

だきます。どうかよろしくお願ひいたします。

■日程第6 報告事項

議長（長崎 武利） 次に、日程第6「報告事項」です。

事務局次長から発言の申出があっておりまますので、これを許可します。

中田事務局次長。

事務局次長（中田 功） それでは、広域連合設立までの経過ということで、お手元に資料を配布しておりますが、「平成22年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会報告事項資料」という冊子でございます。

先ほど連合長の挨拶にもありましたけども、今回の一連の事件につきまして広域連合ができる前の設立準備段階のものであるということでございまして、設立にいたる広域連合規約その他、関係規定などの諸規定整備に係る手続きにつきまして、当時の状況等、運営調整会議等でも内容を確認しておりますので、この議会に報告をするものでございます。

まず資料の1ページでございます。「広域連合設立の流れ」ということでまとめております。

広域連合の設立につきましては、地方自治法第284条により、市町村の協議により規約を定め県知事の許可を得て設置をすることとされております。

そのため、その前段として設立準備委員会を立ち上げるべく、市長会あるいは県町村会で協議の上、6人を代表者として選出をして、平成18年9月1日付で設立準備委員会が設置されております。

その後、この準備委員会で規約等の検討調整を行いまして、一定整理された規約案を県下の全市町村で、平成19年2月から3月議会に上程し、それぞれの議会で議決され、これをもって県知事への設立申請、そして許可を受けまして、平成19年3月30日に広域連合が設立をされたものであります。

次、2番目でございますけれども、(1) 設立準備委員会の概要でございます。メンバーは、合計13名です。会長は福岡県副知事、副会長が市長会会長と町村会会长、委員として市長会の役員、あるいは町村会の役員が各5名ずつで構成をされております。その他、具体的な検討を進めるために、幹事会あるいは代表幹事会を設置しているものでございます。

なお、このメンバーに福岡県が入っておりますが、これは資料ページ下のほうに※印で記載しておりますとおり、準備委員会設立に関しまして「指導的役割を果たしてほしい。」という市長会、町村会の要望を受け入れてもらったことによるものでございます。

続きまして、2ページでございます。(2) 委員会開催状況でございます。これは、4ページにその状況を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。準備委員会につきましては、4回行っておりますけれども、うち3回は書面表決で行っているという

ということでございます。

次に（3）の主たる協議内容でございます。まず、アでございます。規約案の協議ということで、①は議員定数。これは、ここにも書いておりますけれども、簡素効率化を旨として2次医療圏ごとに議員を選出する34名案と、設立当初は全市町村が当事者として運営に関わる必要から、全市町村から最低1名は選出をする77名案の意見があつたようでございます。その協議の結果、本則は34名とするが広域連合設立から2年間は、先ほど説明した理由により経過措置として77名案とする旨、決定をされたものであります。

また、②市町村事務費負担金でございます。この中で、均等割につきまして全国的には10%が約40団体ありますが、当初は10%案も含めて色々検討されておりましたが、市町村間の規模の違いなどの理由で小規模自治体が過度の負担にならないように2%とされております。ただ、その際、事務費に係る国から市町村に対する交付税等の状況が明確になった後、必要があれば検討をするという申し送り事項が確認をされております。

次に、2ページのイ 組織案の協議につきましては、20年度に派遣案を作りまして、構成市町村了解のもと派遣をいただいているところでございます。

次に、3ページでございます。3. 設立の手続き（平成19年2月～3月）、これは先ほど口頭で申しましたように、地方自治法に基づく各議会の議決を経て設立されたということで、内容的に重複しますので省かせていただきたいと思います。

以上が設立までの経緯でございます。よろしくお願ひいたします。

■日程第7 議員提出議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

議長（長崎 武利） 次に、日程第7 議員提出議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。22番、植木光治議員。

22番（植木 光治議員） 大川市の植木でございます。第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」の提案理由説明を行います。議案書（その2）の1ページをご覧ください。

市町村合併に伴い、広域連合規約に定める経過措置に関わる議員定数が、72人に変更になりました。これに伴い、会議規則に定める異議等に必要な人数は、議員定数の1/12である7人以上とされておりましたので、議員定数の変更により72人の1/12である6人以上に変更するものであります。

以上で、提案理由説明を終わります。議員各位のご賛同を、よろしくお願ひいたします。

議長（長崎 武利） 本件においては、質疑及び討論の通告はございませんので、これ

より採決をいたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

■日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて

承認第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)

承認第2号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長（長崎 武利） 次に、日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求めるについて、承認第1号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」から承認第2号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」までの2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 承認第1号及び承認第2号についてご説明いたします。補正予算書第2号と本日配布資料の予算関係補足資料をご覧いただきたいと思います。

補正予算書3ページと補足資料1ページをお願いいたします。

今回の補正理由といたしまして、保険料軽減等の財源として国の交付金を積み立てた臨時特例基金からの繰り入れや平成20年度の各負担金の速やかな精算が必要なこと、長寿健康増進のために市町村等が実施する補助事業の速やかな財政措置が必要なことなどがあります。

承認第1号は「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございます。一般会計補正予算(第2号)の補正額は、歳入歳出とともに10億5,718万を追加し、補正後の予算は20億5,049万8千円であります。

予算書の9・10ページをお願いいたします。歳入の主なものといたしまして、平成21年度の国の保険料軽減対策に伴う臨時特例交付金6,728万8千円の受入れ。平成20年度に国の特別対策として実施した保険料軽減の財源となる交付金の清算として、特別会計から一般会計に繰り入れて、広域連合の臨時特例基金に戻入する9億8,975万9千円等であります。

予算書の11・12ページをお願いします。歳出の主なものとしまして、歳入でご説明しました、臨時特例基金への積立として10億5,704万7千円を計上するものであります。

以上で承認第1号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」の説明を終わります。

続きまして、承認第2号は「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。15ページをご覧ください。

特別会計補正予算（第2号）の補正額は、歳入歳出ともに43億2,774万9千円を増額し、補正後の予算額は5,659億6,006万2千円であります。

予算書の21・22ページをお願いします。補正の主なものとしまして、市町村負担金を7億5,801万1千円減額補正するものであります。また、20年度実績に伴う国・県・市町村 支払基金等の負担金の精算として国庫支出金に2億3,977万2千円、県支出金1億4,848万4千円の増額補正。支払基金交付金は9億7,643万4千円の減額補正を行なうものであります。他に臨時特例基金からの繰入金として1億6,977万6千円、前年度の各交付金の確定に伴う前年度繰越金を54億9,761万7千円増額補正するものであります。

予算書の23・24ページをお願いします。歳出は総務費として平成21年度特別調整交付金や特別対策等による補助金・交付関係で、福岡県広域連合が実施する健康長寿に関する啓発事業として1,395万2千円。同じく市町村等が実施する長寿健康増進事業等として2億348万3千円。平成20年度の実績確定に伴う、国・県への返還として31億1,498万5千円を計上しております。

また、一般会計で説明しました臨時特例基金への繰出金として9億8,975万9千円を計上しております。

予算書の27ページをお願いします。高額療養費2億7,455万6千円は財源構成の変更を行っております。以上で承認第2号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

議長（長崎 武利） 承認第1号から承認第2号までについて質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決をいたします。

お諮りします。本2件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり承認されました。

■日程第9 議案第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第3号）

議長（長崎 武利） 次に、日程第9 議案第1号「平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 議案第1号の説明をさせていただきます。補正予算書（第3号）と予算関連補足資料をご覧ください。予算書の1ページ及び補足資料の2ページをお願いします。

議案第1号は、平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正理由としまして、国の平成21年度第2次補正予算の成立に伴い、後期高齢者医療制度における平成22年度の低所得者の保険料軽減措置及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減の継続に要する財源として、国が追加して交付する交付金を受け入れるとともに、平成22年度にこれを実施するため広域連合が運営する臨時特例基金に積立金として支出するものであります。

一般会計補正予算（第3号）の補正額は歳入歳出とともに38億267万1千円を増額し、補正後の予算額は58億5,316万9千円とするものであります。

予算書の7・8ページをお願いします。補正の内容としましては、歳入が国庫補助金として高齢者医療制度円滑臨時特例交付金の追加交付分38億267万1千円を計上するものであります。

予算書の9・10ページをお願いします。歳出は臨時特例基金積立金として同額を計上するものであります。

以上で議案第1号 平成21年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第3号）の説明を終わります。

議長（長崎 武利） 議案第1号について質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。本件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

■日程第10 議案第2号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案

日程第11 議案第3号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢医療特別会計予算案

議長（長崎 武利） 次に、日程第10議案第2号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び日程第11議案第3号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 議案第2号及び議案第3号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ、補足資料は3・4ページをご覧ください。

この度、平成22年度当初予算を編成するにあたり、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を図ることはもとより、広域連合の財源の大部分が市町村や国・県等の負担金で成り立っていることから、国・地方財政同様に厳しい状況に置かれているという認識のもと、保険料の軽減並びに上昇抑制、被保険者の健康長寿の増進及び平成25年度

からの新制度移行を踏まえた内容としております。

議案第2号は、平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。一般会計予算は、議会費をはじめ広域連合組織の事務管理を行うための経費を計上しております。一般会計予算額は歳入歳出ともに4億3,224万7千円であります。

平成21年度と比較しまして、人事院勧告に伴う職員給与の減額、市町村合併による構成団体の減により、額にしまして1,752万2千円、率にして3.9%の減となっております。

予算書の7・8ページをお願いします。歳入の主なものとしまして、構成市町村からの事務費負担金は、前年度比1,556万5千円減の3億6,577万8千円でございます。

次に予算書の9ページ以降でございます。歳出としましては11・12ページの総務費は、前年度比1,728万1千円減の4億1,994万7千円であります。主なものとまして、派遣職員等の給与等関係費2億8,991万5千円、事務所賃借料・事務機器などの使用料及び賃借料を含む財務・会計・財産管理関係費3,001万3千円、お問い合わせセンター運営費を含む広報関係費3,371万9千円などでございます。

以上で、議案第2号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、議案第3号は「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算書の24ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出とともに5,905億1,995万2千円であります。平成21年度と比較しまして、医療給付費の伸びに伴い290億2,025万1千円の増額、率にして5.1%の増となっております。

予算書の30・31ページをお願いします。歳入につきましては主なものとしまして、市町村からの共通経費、事務費負担金は前年度比6,445万2千円減の10億414万9千円。同じく市町村から受け入れる保険料と保険料の軽減分に相当する負担金509億5,000万5千円。同じく療養給付費の負担金460億7185万3千円。国庫支出金1,869億9,330万円。県支出金508億9,023万9千円。若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金2,486億4,339万9千円でございます。

予算書の36ページ以降でございます。歳出の主なものとしまして事務費等の総務費が前年度比4,000万2千円減の10億2,927万2千円でございます。

予算書の40・41ページをお願いします。保険給付費は5,880億2,277万1千円で全体予算の99.5%を占めるものであります。

予算書の48・49ページをお願いします。保険料の上昇抑制に関するものとしまして、福岡県が運営する財政安定化基金への拠出金が積み増し分を含め8億9,788万

5千円でございます。

予算書の50・51ページをお願いします。一定額以上の高額医療費のリスク分散のために実施する特別高額医療費共同事業に対する拠出金が、事務費を含め1億579万6千円でございます。

予算書の52・53ページをお願いします。健康診査事業に係る費用として、4億3,392万8千円などでございます。

補足資料の3ページの下段をご覧ください。平成22年度に広域連合が重点的に取り組む事業としましては、初めて実施することになります被保険者証の一斉更新の作成費等としまして、5,013万6千円。平成21年度に作成しました健康長寿医療計画に基づいた、健康長寿の啓発活動を展開する健康長寿増進事業費等774万4千円を計上しております。

() 以上で、議案第3号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。

議長（長崎 武利） 議案第3号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」につきまして発言の通告が2件ありますので、これを許可いたします。これから質疑を行います。再質問を行う際は、拳手して「議長」とお呼びください。また、質疑の時間は会議規則第50条第1項の規定により同一議員につき、答弁時間を除き3回合計で10分以内といたしますのでご了承ください。それでは、3番、荒川 徹議員。

3番（荒川 徹議員） みなさんこんばんは。北九州市選出の日本共産党、荒川徹でございます。私は、議案第3号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について質疑を行います。

() 後期高齢者医療制度が始まってから、まる2年が経過しようとしています。昨年の総選挙においては、制度の存廃が重要な争点となりましたが、速やかな廃止を掲げた民主党が圧勝し、国民の世論が明確に示されました。本制度の眼目は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりな差別医療を押し付けることがあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか不十分な医療を我慢するかの二者択一に追い込んで、医療社会保障に係る国の予算を削減するというのが導入の狙いでありました。同時に75歳以上の高齢者のみならず、各種支援金などを通じて他の公的保険加入者にも大きな負担をもたらしております。まさに現代の姥捨て山と呼ばれるように、極めて大きな国民の批判を浴びており、我が党がかねてより本制度の廃止を主張してきたところであります。

そこでまず、この度就任された樋原広域連合長に、平成22年度の予算編成に当たっての本制度に関する所感を尋ねます。

健康で長生きしたいというのは、高齢者みんなの願いであります。そのために、医療を必要としている高齢者に対して、必要なときに適切な医療が提供されなければなりま

せん。そこでまず、保険料算定の要素である保険給付費の推計に関して尋ねます。この間の給付実績を基に、次期の保険給付費が推計されていると考えますが、制度創設前との比較において、この間の高齢者の受診抑制はないのか尋ねます。

次の保険料の負担増について尋ねます。後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料の改定が行われ、後期高齢者の人口増・給付費増に応じて、保険料が自動的に引き上がる仕組みになっています。本広域連合においては、平成22年度特別会計予算で、次期の平成22年度及び23年度の保険料率が示されていますが、一人当たり平均保険料額は、平成21年度の本算定時と比較して4.94%増3,550円の増額となっております。

一方政府は、平成22年度の保険料負担増を抑えるために、後期高齢者の人口比率の上昇による2.6%の増加分については国庫補助を行う旨、自治体に通知していました。ところが、こうした措置は取られず、保険料増加抑制のための対応として、平成20年度・21年度における剩余金の活用・財政安定化基金の活用が示されました。高齢者の負担増を回避するために、後期高齢者負担率の上昇による2.6%増加分に対する国庫補助が措置されていないことに関する広域連合としての見解とこの間の対応について答弁を求めます。

次に健康診査について尋ねます。平成21年度の取り組みでは8万5千800人の目標に対して健診受診者の実績見込みは2万9,687人の見通しであると聞いております。平成22年度は、健診事業に関する予算、健診受診健康診査費として4億3,400万円が計上されていますが、平成21年度の7億6,200万円から大幅に減額されております。高齢者が定期の健康診断を受診し、病気の早期発見に努め、早期治療によって重症化を予防することは、健康維持はもとより医療費の高騰を抑えることに繋がります。そのために受診率を引き上げる相当な取り組みが必要であります。

そこで、平成22年度における健診の受診目標とその達成のための取り組みについて尋ねます。

また我が党は、受診率向上のためにも、健診の一部負担金を無料にすべきであり、その財源を、本来負担していた県当局に求めるべきであると主張してまいりました。昨年2月の定例会において事務局長は、「福岡県に対して公費助成を今後も適宜、要望活動等を行なっていきたいと考えている。」と答弁しております。そこで、その後の福岡県との協議の進捗状況について見解を求める所存です。

次に保健事業としての、はり・灸について尋ねます。平成20年第1回定例会において事務局長は、「保健事業としての、はり・灸に関する質問に対して医療費適正化の一環として、福岡県に相応しい保健事業を今後検討していく。国・県の補助金の要望についても引き続き検討したい。」と答弁されております。今回の平成22年度事業において、この間の検討に伴う措置は盛り込まれているのか答弁を求める所存です。

最後に、保険料のこの間の納付状況と資格証明書発行に関する方針について尋ねます。まず、平成21年度の保険料納付状況と平成22年度における予定保険料収納率につい

て答弁を求めます。今月4日の参議院予算委員会において長妻厚生労働大臣は、我が党の小池晃参議院議員の質問への答弁の中で、後期高齢者75歳以上の方についても実質的に保険証を取り上げることは止めましょうというような措置の通知を出したと述べております。そこで高齢者の医療を確保するために、保険料滞納を理由に機械的な資格証明書の発行をしないよう求め、見解を尋ねます。

以上で、私の第1質疑を終わります。

議長（長崎 武利） 楠原広域連合長。

広域連合長（楠原 利則） 荒川議員のご質問にお答えします。私から1項目目の質問にお答えし、その他は事務局長からお答えをいたします。後期高齢者医療制度は、施行当初は被保険者をはじめ、多くの国民に不安と混乱が生じましたものの改善すべきところは改善をしてきたことによりまして、現在では制度の安定的な運営がなされているところです。しかしながら国におきましては、本制度は平成24年度末で廃止し、平成25年度から新制度に移行する方針が示されております。本広域連合としては、それまでの間、被保険者の健康増進に努めるなど現行制度を円滑に運営をしてまいる考えでございます。以上でございます。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 私から荒川議員ご質問の7項目についてお答えいたします。まず、2項目目でございます。国民健康保険中央会が昨年7月に示した平成20年度の医療費速報によりますと、福岡県の後期高齢者医療の現金給付を除く一人当たりの医療費は108万1,244円であり、平成19年度の市町村国保の老人医療107万5,811円と比較しますと診療報酬のマイナス改定、-0.82%にも係わらず5,433円、率にして0.5%上昇しております。このことにより、制度移行に伴う被保険者の受診抑制と言われる状況は、福岡県の高齢者の医療費動向からは読み取ることができないと考えております。

次に、3項目目でございます。当広域連合が保険料率の改定にあたり、広域連合の全国組織であります全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、被保険者の負担増を最大限軽減すべく、国において十分な財源を確保し、抑制措置を行うことや保険料率上昇要因のひとつであります高齢者医療負担率を現行のまま維持することなどを国に要望をしてきております。厚生労働省では保険料の増加を一定程度抑えるため、高齢者負担率上昇分について、国庫補助を行うことを検討しておりましたが、関係省庁との調整がつかなかったため、財政安定化基金の活用を提示してきたという経緯があり、それ以降厚生労働省は、財政安定化基金の財源は1/3が国費であることから、財政安定化基金の活用は、いわば国費の追加投入であると説明をしているところでございます。

次に4項目目でございます。平成22年度予算につきましては、健診料の財源が保険料のため予算が過大なものとならないよう、平成20年度・21年度の実績より推計した受診者を健診対象者の19.5%の約3万2,700人と見込み、予算を約4億3千

万円しております。受診率向上のため、平成22年度につきましては、平成21年度事業に加え、広域連合が実施します元気高齢者を増やすための健康チャレンジャー事業において、被保険者に配布する冊子「健康長寿ダイアリー」に健診・健康について掲載する予定です。今後とも受診機会の確保、健康意識の啓発等を通じ、受診率の向上を図っていきたいと考えております。

次に5項目目でございます。平成21年11月2日に県に対して、後期高齢者の健康診査に関する要望書を提出しているところでございます。

次に6項目目でございます。今般、高齢者の健康づくりと保険財政への安定化に向けた取り組みのため、健康長寿医療計画を策定する中で平成22年度以降に広域連合が取り組むべき保健事業及び長寿健康増進事業について検討を行いました。詳しくは本日お配りしております「健康長寿医療計画」をご参照いただきたいと思います。なお、法定外はり灸助成事業については、検討の結果、本広域連合では実施しないこととしております。

次に7項目目でございます。平成21年度保険料の納付状況でございますが、平成21年度分保険料の普通徴収に係る収納率は、本年2月末において7月納期から1月納期までの7期分について集計したところ95.4%となっております。なお、特別徴収を含めた全体の収納率については、電算処理システム上、年度途中での集計ができないため把握できておりません。なお滞納者数は約2万7千人で普通徴収対象者に対する割合は、8.5%となっております。平成21年度の予定収納率については平成22年度・23年度の保険料率の算定にあたり、この2ヵ年における収納率については、平成20年度と同水準の98.6%を見込んでおります。

最後の8項目目でございます。本広域連合では厚生労働省が示している運用に関する考え方を踏まえ、資格証明書の交付については、納付状況のほか、収入等の状況、医療機関への受診状況、さらに市町村の納付相談、納付指導の結果なども十分に考慮し、適切に対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（長崎 武利） 荒川 徹議員。

3番（荒川 徹議員） それでは、ただいまの答弁に対して2回目の質問をさせていただきたいと思います。まず連合長から、この平成22年度予算編成にあたっての制度に関する所感をお尋ねしました。私ども北九州市議会におきまして平成20年の9月、後期高齢者医療制度の廃止を含めた、より抜本的な見直しを求める意見書を議会の多数を持って可決をいたしました。その中で、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないことを指摘し、導入後の実態を十分に把握し、同制度の廃止を含むより抜本的な見直しを行うことを求めております。改めてこの制度をただちに廃止して、前の老人保健制度に一旦戻して、そして、新しい制度を検討するとするなら、じっくり十分に議論をして進めていくという立場で臨んでいただきたいと思いますが、再度、連合長にお尋ねをしたいと思います。

次に今回の平成22年度・23年度保険料率についてであります、この福岡県では4.94%で3,550円の増額となります。これは他の都道府県と比べても非常に上昇率が大きいというふうに思いますが、先ほどは財政安定化基金の活用をもって国が国庫補助をしなかったことに代えるというふうにおっしゃられましたが、一方で剩余金を取り崩して負担増をカバーするということもやられております。そもそも剩余金というのは、保険料を取りすぎていた結果ではないでしょうか。そういう意味で言えば、この剩余金を持って充てた分というのは、当然、返すべきものを返したということであって、もっと保険料の負担を軽減するための努力を私はやるべきだというふうに思いますが、この点について再度お尋ねをしたいと思います。

それから、収納率についてお尋ねをし、そして資格証明書の機械的な発行をしないよう求めました。これについては、今後、適切に対応していくということでお答えいただきましたが、これは要望しておきます。後期高齢者といわれる高齢者の医療の確保というのは、非常に重要な問題です。資格証明書を発行して医療を受けられないという事態に絶対にならないように、これは強く要望しておきたいと思います。以上です。

議長（長崎 武利） 楠原広域連合長。

広域連合長（楠原 利則） 再度のご質問にお答え申し上げます。冒頭の挨拶の中で申し上げましたように、後期高齢者医療制度につきましては廃止の方向性が政府によって示されておりまして、高齢者医療制度改革会議の中で新しい制度のあり方について議論が行われている、ご承知のような状況でございます。その成り行き等について、注視をしていく必要があるということを前提に考えておりますが、私といたしましては県内の全ての市町村が参加をして構成されております広域連合の長として被保険者の健康、そして安心して医療が受けられる制度運営に最大の努力をしたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 2点目でございますけれども大半の広域連合が現行の水準まで抑制を行ったり、さらに抑制したり、いろいろな状況があるわけでございますけれども、これについては初回の保険料率の算定がどうだったのか。その結果、先ほど言われましたとおり、剩余金の活用というのが全国の広域連合でその規模なりの、状況が違うわけでございます。そうした中で当広域連合においては、なんら抑制措置を講じなければ、一人当たりの保険料が約1.3%伸びるということで、先ほど申しました剩余金の活用について、全額で33億円でございますけれども、その活用を行ったところでございます。併せて財政安定化基金の活用、これについても新たな積み増しを22億円したうえで64億円の取り崩しということで、総額97億円の公費等を投入して4.94%に増加を抑えることができたということで、本広域連合として取り得る限りの対応を行ったところでございます。

議長（長崎 武利） 3番、荒川 徹議員。

3番（荒川 徹議員） 残り時間が分かりませんが、あと何秒くらいありますか。

議長（長崎 武利） 28秒です。

3番（荒川 徹議員） 今お答えいただきましたが、私は重ねてこの制度は直ちに廃止をし、元の老人保健制度に戻して、そして新たな保険制度を構築するのというのであれば、じっくり議論をするという立場で、この制度は存続すればするだけ被害が広がるという制度ですから、直ちに廃止していただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

議長（長崎 武利） 答弁はよろしいですね。通告のございました質疑については以上です。

討論の通告がありましたので、これより討論を行います。49番、川上 誠一議員。

49番（川上 誠一議員） 49番、芦屋町の川上でございます。議案第3号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案に対する反対討論を行います。平成22年度・23年度の保険料は当初見込みでは約13%の増額を見込んでいましたが平成20年・21年における余剰金約33億3千万円の繰り入れと財政安定化基金から約64億円の交付金を受け入れて4.94%増、金額で3,550円増の7万4,501円の保険料となっています。

当初、厚生労働省は余剰金と財政安定化基金からの繰り入れ、そして国からの国庫補助金により負担増対策を行うとしていましたが、国からの支援を反故にした結果、保険料を引き上げる広域連合が出てきています。均等割と所得割又はどちらかを引き上げたのが22都道府県ですが、保険料を据え置いたのが17県、

保険料の引き下げを行ったのが8県となっており、据え置きや引き下げを行った県は過半数を超えてます。福岡県の金額で3,550円、率で4.94%は全国的に見れば金額で4番目、率でも6番目という高い値上げ水準です。第1期保険料は全国で最も高い保険料ですから、第2期の保険料がこれ以上引き上げるのであれば、高齢者の生活はさらに厳しい状況に置かれ、負担増は深刻なものとなります。国に対して保険料を引き下げるための対策を講じさせることや広域連合での独自の更なる保険料引き下げの対策が強く求められています。

また、政府は後期高齢者医療制度の廃止を4年先に先送りしましたが、後期高齢者と言われることに「生きていくことを否定されたような気がする。」、「社会の厄介者扱いされている。」、「4年も待てない。」との声は絶えることがありません。さらに厚生労働省は後期高齢者医療改革会議で新制度案として65歳以上の高齢者を全員、国民健康保険に加入させる案を示しております。この案は65歳以上の高齢者を国保に加入させた上で、給付は65歳未満の現役世代と別勘定にするということが前提とした保険制度です。これは75歳以上を別枠として差別医療と負担を押し付ける現行制度の対象年齢を引き下げ、姥捨て山制度を拡大したものではありません。

後期高齢者医療制度で国民の怒りが集中したのは、年齢で差別して別枠に追い込んだ

からです。後期高齢者医療制度は即時撤廃して老人保健制度に戻すべきものです。老人保健制度は高齢者が現役世代と同じ医療保険に加入したまま高齢者の窓口負担を軽減する財政調整のある仕組みです。これに戻せば年齢による保険加入、保険料、診療報酬、健診などの差別はすぐに解消されます。高齢者に医療の負担と削減を押し付ける後期高齢者医療制度は、速やかに廃止することを求めまして反対討論といたします。

議長（長崎 武利） 通告のございました討論については以上です。これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第2号平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

議長（長崎 武利） 次に、議案第3号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成多数)

ありがとうございます。賛成多数です。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

■日程第12 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第5号 福岡県後期高齢者広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

議長（長崎 武利） 次に、日程第12議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び、日程第13議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 第4号議案・5号議案を一括して説明をいたします。平成2年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合（定例会）議案をご覧ください。

議案書の1ページをお願いします。議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の説明をします。提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い本広域連合職員の時間外勤務代休時間を任

命権者が指定することができるよう必要な事項を定めるものでございます。2ページは条例改正案。3ページ・4ページは新旧対照表でございます。内容につきましては、地方公務員法の改正により1ヶ月の時間外勤務が60時間を超えて勤務した職員に対して、60時間を超えて勤務した時間外勤務手当の支給に換えて、時間外勤務代休時間を任命権者が指定することができるようするものでございます。以上、議案第4号福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

同じく、議案書の5ページをお願いします。議案第5号福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、ご説明します。提案理由でございますが、福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例について必要な事項を定めるものでございます。6ページは条例改正案。7ページは新旧対照表でございます。内容につきましては、時間外勤務代休時間を任命権者が指定できるようになることに伴い、時間外勤務代休時間についても職員が給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い活動することができるよう定めるものでございます。以上、議案第5号福岡県後期高齢者医療広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

議長（長崎 武利） 議案第4号から議案第5号について質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決を行います。本2件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決をされました。

■日程第14 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

議長（長崎 武利） 次に日程第14議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 議案書の8ページをお願いします。議案第6号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、ご説明します。提案理由でございますが、平成22年度における所得の少ないもの等に係る保険料の減額に伴う国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分に關し必要な事項を定めるものでございます。9ページは条例改正案。10ページ・11ページは新旧対照表でございます。内容につきましては、平成22年度に引き続き実施される被用者保険の被扶養者であった者の保険料の軽減及び所得の低

い者の保険料の軽減を継続するものです。更には軽減の継続に伴い基金事業の実施期限が平成24年度末とされたために条例の失効期限を2年延長するものでございます。以上、議案第6号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

議長（長崎 武利） 議案第6号について質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。本件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

■日程第15 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議長（長崎 武利） 次に日程第15議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 12ページをお願いいたします。議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」をご説明します。提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合における平成22年度・23年度の保険料を定めると併に、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減として、平成22年度における所得の少ない者等に係る保険料を軽減するものでございます。13・14ページは条例改正案。15・16ページは新旧対照表でございます。内容につきましては、平成22年度・23年度の保険料について所得割率を9.87/100に改め、均等割額を5万2,213円に改めるものでございます。

更には被用者保険の被扶養者であった者に係る、被保険者均等割額の9割軽減の継続と低所得者に係る被保険者均等割額の8.5割軽減の継続を行うものであります。以上議案第7号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

議長（長崎 武利） 議案第7号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、発言の通告がありますのでこれを許可します。これから質疑を行います。質問の回数は会議規則第49条の規定により同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また質疑の時間は会議規則第50条第1項の規定により同一議員につき答弁時間を除き3回合計で10分以内といたしますのでご了承をください。16番、伊藤 信勝議員。

16番（伊藤 信勝議員） 田川市の伊藤でございます。議案第7号福岡県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に関する関連事項につきまして要望をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、年齢による区分など多くの批判が集まるなか、昨年の総選挙で、本制度の廃止をマニフェストに掲げた民主党が政権交代を果たし、現鳩山内閣により本制度の廃止、また新しい制度の検討を進めていくことが表明されました。しかし、新制度が開始される平成25年度までは、現制度のまま運営されるわけで、平成22年度・平成24年度と2回の保険料改定が実施されることになります。

今回の保険料の改定につきましては、全剰余金の活用及び財政安定化基金を積み増した上での取り崩しにより、増加率は5%を切るまでに抑制されるとのことですが、本制度の廃止が決まっている中での保険料改定は、現在の厳しい経済状況の中、年金で暮らす高齢者にとって認めがたいものであり、今後市町村の窓口で苦情等による大きな混乱が起こることも予想されます。そこで連合長に二つについて要望いたしたいと思います。

一点目は、今後も保険料を据え置くための抑制策を可能な限り実施するとともに、その財政支援を国・県へ要望していただきたいことあります。

現行制度の廃止を掲げた上での政権交代である以上、国の責任のもとに新制度移行までの保険料増加分は国が財政措置を講じることは当然であり、これ以上高齢者に不安や混乱を生じさせないためにも今回の改定年度は無論のこと、更に24年度の2回目の保険料改定に向けてもより一層の国の保険料増加抑制を要望していただきたいと思っています。

二点目は、今回の保険料改定に伴う広報についてであります。今回の保険料改定の要因となった保険料算定期間の医療給付月の増減や後期高齢者負担率は仕組みが難しく、高齢者にとって理解しづらい内容となっております。また、保険料抑制のために広域連合が行った各抑制策も理解しづらく、ややもすれば保険料が5%上がる事実だけが大きくクローズアップされれば、窓口が混乱することもなりかねません。本市といたしましても広報誌やホームページで細やかな情報提供に努める予定ですが、広域連合において新聞紙面等で積極的な広報を実施するとともに市町村が十分な広報が可能となるよう支援を求めるものです。以上二点につきまして要望させていただきます。

議長（長崎 武利） 要望ということで答弁はなくてもよろしうございましょうか。

16番（伊藤 信勝議員） はい。

議長（長崎 武利） 通告のございました質疑については以上でございます。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

■日程第16 議案第8号 一般質問

議長（長崎 武利） 次に日程第16「一般質問」を行います。質問の回数は会議規則第57条の規定により同一議員につき3回まであります。再質問を行う際は挙手して「議長」とお呼びください。また、質問の時間は会議規則第50条第1項の規定により同一議員につき答弁時間を除き3回合計で15分以内といたしますのでご了承をください。1分前に予鈴を鳴らします。49番、川上 誠一議員。

49番（川上 誠一議員） 49番、芦屋町の川上です。県後期高齢者医療広域連合の設立に絡む贈収賄事件についてお伺いいたします。

福岡県警は2月2日に県後期高齢者医療制度の運用をめぐり、中島孝之前副知事を収賄容疑で山本文男広域連合副連合長と県町村会の笹渕正三前事務局長を贈収賄容疑で逮捕しました。中島前副知事は県後期高齢者医療広域連合設立の際、県町村会側に便宜を図り、2007年8月上旬ごろ山本前副広域連合長から謝礼などとして現金100万円を受け取ったとされています。3人とも容疑を認めています。県後期高齢者医療広域連合設立で県町村会側に便宜を図ってもらった謝礼として、中島前副知事に渡された100万円は元々住民の税金です。県下の町村が負担した公金や県町村会が職員を対象とした生命保険や町村に対する賠償責任保険などを代行する交付金や県市町村振興協会の市町村振興宝くじの収益が原資とされています。つまり福岡県下の住民の税金が食い物にされているのです。副知事と県町村会トップによる民主主義と地方自治を踏みにじる汚職事件に県と県町村会だけでなく県後期高齢者医療広域連合に対しても住民の不信の目が向けられています。県後期高齢者医療広域連合は事件の真相を明らかにし住民に公表する責務があります。そこで次の3点についてございます。

1 贈収賄の道具とされる議員定数・事務経費の負担割合・派遣する職員数・副連合長のポストを決定する際、公平公正な審議がつくされたのか。また、この点について調査したのかをお伺いいたします。

2点目に、再発防止の対策をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

3点目に、福岡県後期高齢者医療広域連合規約等に市町村議会への報告義務・議員定数の公平配分・75歳以上の高齢者の意思の反映の仕組み・情報公開の徹底など盛り込むお考えはあるのかをお尋ねします。以上で第1回目の質問を終わります。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 川上議員のご質問にお答えします。まず再発防止のご質問がございましたけれども、今回の事件については本広域連合設立以前のこととござります。本広域連合としましては、設立以降現在まで規約・条例・規則等に基づき構成市町村と協力しながら適切に運営を行ってきたところであり、今回の事件に係る住民並びに関係の皆様の不信と不安を払拭し、安心して医療を受けていただけるよう円滑な制度運営に努めていく所存でございます。

次にご質問のうち、議員定数・事務経費の負担割合等は地方自治法第284条に基づ

き市町村の協議により広域連合規約で定めるものと規定されています。本広域連合の設立にあたりましては、県内全市町村が加入となるため全市町村で設立準備委員会を設置し、市長会及び町村会の役員を代表として規約案の協議がなされたものであり、本広域連合に保管しております準備委員会の資料からは市長会・町村会の代表が協議され、全会一致で規約案を決定したとされております。また規約事項以外につきましては職員の派遣は平成20年度に職員派遣ルールを策定し、構成市町村の了解のもとで派遣をいただいております。副連合長は連合長が議会の同意を得て選任することと規約で規定しており平成19年7月の本広域連合議会において選任の同意を得たものであります。市町村議会への報告につきましては後期高齢者医療制度の運営は、広域連合と市町村が役割分担して行っているものでございます。また、市町村に特別会計予算が設けられており市町村において適切に報告がされているものと考えているものでございます。高齢者の意思反映につきましては、福岡県後期高齢者医療検討委員会を設置し被保険者の代表4名に委員として参画いただき、保険料・医療給付・保健事業について検討の上、提言をいただいております。情報公開につきましては、本広域連合議会で議決をいただきました情報公開条例に基づき、適切な執行を行っているところでございます。以上でございます。

議長（長崎 武利） 49番、川上 誠一議員。

49番（川上 誠一議員） それでは、まず、広域連合の公平公正な審議が尽くされたのかという、そういうことに関しては先ほど言いました議員定数・人件費の負担割合、こういった問題については法律にのっとってやられたという、そういう公正な審議の中で行ったと答弁がありました。ただ、しかしですね、それではなぜ公正な協議が行われたと言うのであれば、なぜ100万円もの住民の税金を渡す、こういった必要があったのでしょうか。この間も論議があったように高齢者はこの後期高齢者医療制度において、医療の削減や高い保険料を払って苦しんでいます。その苦しんでいる、こういった高齢者を見ながら、その反面、設立のときにそういった汚職・贈収賄そういうものが起こったわけでしょう。なぜ、そこら辺をちゃんと広域連合として真相をつかむ、そういう立場に立たないのでしょうか。その点をお伺いたします。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけれども、今回の事件については広域連合の設立以前のこととござりますし、そのことについては今現在、司法の方の判断・推移を見守るということでございまして、先ほど申し上げましたとおり設立以降については、関係者との協議の中で規則・ルールに基づいて適正に運営をしているところでございます。

議長（長崎 武利） 49番 川上 誠一議員。

49番（川上 誠一議員） 再発防止の対策、また3点目の透明性を確保する問題、こういった問題についても広域連合としては現状のままといった内容でしたが、この間、

福岡県議会ではですね、この26日今回の贈収賄事件や県幹部の接待問題をめぐり、不十分な点ではありますが、職員倫理規則の対象外となっていた副知事に対して倫理規範を定める条例を可決しました。これはやはり再発防止を許さない県民の声に知事と議会が動かされた結果です。しかし、知事や県議、副知事や教育長などの特別職には、一般職以上に厳しい政治倫理を求める政治倫理条例、こういったものが必要です。県民からは、「再発を防止するには、高い水準の政治倫理条例を制定することが必要だ。」との声があがっています。県後期高齢者医療広域連合の条例・規約を見ますと、情報公開・個人情報保護制度、これについてはありますが、政治倫理条例また職員倫理条例については記載がありません。県内では、政令市で初めて制定した福岡市を含む63市町村83パーセントの全国でもトップレベルの市町村が政治倫理条例を制定しています。私が選出されている芦屋町でも平成5年に全国に先駆けて制定して、全国的にも厳しい政治倫理条例の改正を行ってきています。やはりですね、県広域連合もこういった事件が起きた、これを教訓にして広域連合の中でもちゃんと政治倫理条例を確立する。こういったことが私は必要だと思います。政治倫理条例もやはり透明性を高くするためにしなければいけません。私たちの町では第1条ですね、「この条例は町政が住民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づき、その担い手たる町長・副町長・教育長及び町会議員が、町民全体のための奉仕者として人格と倫理の向上に勤め、卑しくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることの無いよう必要な措置を定めることにより町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与する。」こういったことをですね、まず第一に謳っています。そして、第2条では「町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければいけない。」それに基づいてですね、3条で政治倫理維持に触れ、「全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑をもたれる虞のある行為をしない。」こういったことも明記します。こういったこと、そして資産報告、また政治倫理審査会の設置、そして住民の調査請求権、こういったことも認めてですね、やはり透明性が高く厳しい政治倫理条例をつくる必要がある。こういった水準ですね、公務員に対する政治倫理・資産公開制度・問責制度・政治倫理審査会・住民からの調査権請求、こういった政治倫理条例をつくって県民の監視の下に置くこと、こういったことが私は必要だと思います。やはり県民の信頼回復のためにはですね、広域連合として自浄能力を発揮し、事件の全容解明と再発防止のためにあらゆる努力を払うことが必要です。実効ある政治倫理条例や職員倫理条例を制定することが必要だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

議長（長崎 武利） 答えられますか。

事務局長（大津 秀明） はい。

議長（長崎 武利） 通告外ですけど。

事務局長（大津 秀明） はい。

議長（長崎 武利） 楠原広域連合長。

広域連合長（楠原 利則） ただいまのご質問にお答えをいたします。まず再度申し上げますが、広域連合発足前の事案でございますので、この後期高齢者医療広域連合については適切な組織運営、そして様々な事務処理を進めて、的確に行なっているということが前提でございます。そういった中で、広域連合の性格上、一部の事務を処理する機関でございまして、特別職等につきましてはそれぞれの地方自治体において政治倫理条例等について、きちんとした形での説明責任等を果たした上での職責といいますか制度運営・制度運用が行なわれているわけでございます。そのようなことでございますので、それぞれの現有の規定の中で職員の服務等につきましても、十分対応できるものと理解をしております。以上でございます。

議長（長崎 武利） 次に4番、中村 義雄議員。

4番（中村 義雄議員） 北九州市の中村でございます。分賦金の均等割についてお尋ねしたいと思います。福岡県後期高齢者医療広域連合では広域連合が設立された平成19年4月から分賦金の均等割分は2%。平成21年4月から7%で運営されております。この均等割分は、割合が高くなるほど小さな町村には不利になるものでございます。広域連合設立時の決定においては、山本文男前副広域連合長が当広域連合設立準備委員会会長だった中島孝之前副知事に町村会側に便宜を受けた謝礼として100万円を渡したとして両者共に贈収賄容疑で起訴され、山本前副広域連合長も添田町議会の全員協議会の中でその事実を認めておられます。当時市長会側は10%を求めていたにも係わらず、結果として町村側に有利な2%に決まったということは、不正の上に決定されたと言えるものではないでしょうか。そこでお尋ねします。

（） 当時決定された均等割分2%について、公正に決められたものとは思えませんが、広域連合長の見解をお尋ねします。二点目に均等割分は新聞報道によると全国47都道府県のうち40都道府県が10%とされていたというふうに報じられておりました。現在の47都道府県の状況はどのようにになっているのか、お尋ねしたいと思います。三点目、これはよその質疑でお伺いしたほうが良かったのかもしれません、当広域連合の平成22年度の予算案では均等割分は今年度同様7%となっております。設立時に不正が行なわれていたと思われること、また他の都道府県のほとんどが10%であることからも、10%にするべきではなかったのかと考えますが見解をお尋ねします。以上です。

議長（長崎 武利） 楠原広域連合長。

広域連合長（楠原 利則） 中村議員のご質問にお答えいたします。私から1項目目のご質問にお答えをし、その他は事務局長からお答えをいたします。先ほどの報告事項でも述べましたように当広域連合の設立にあたり、市長会・町村会ならびに県で構成をする設立準備委員会の協議におきまして、この負担割合については平成19年の設立時には均等割2%、高齢者人口割48%、人口割50%とする考えを持って全会一致により

広域連合規約案となり全市町村の議会による議決、県知事の許可を得て成立をしたものであります。その後の制度の運営状況や交付税の歳入状況を考慮いたしまして、共通経費である事務経費の実績を踏まえ平成21年度から現在の負担割合とする規約改正を全市町村の議会に議決を頂いた経緯がございます。設立準備期に示された厚生労働省の通知におきましても、均等割について小規模な町村に過大な負担とならないようにするなど地域の実情に応じて定める必要があるとしていることからも当広域連合における負担割合につきましては設立時及びその後の見直しのいずれも市町村による適切かつ十分な協議を得たものであると考えております。以上でございます。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 私から残りの二項目についてお答えをいたします。まず二項目目でございますけれども、現在47都道府県のうち40団体において均等割を10%としております。しかし残りの東京・岡山・高知の3都県では構成する自治体の規模の格差から均等割は設けてありません。また、群馬・京都・大阪の3府県でも同じように自治体間の人口規模や財政力を勘案して小規模自治体の負担軽減を図るため均等割を5%と設定をされております。一方、北海道では政令市から規模の小さい市町村までの179で構成する中で均等割10%を設定されておりますけれども小規模の町村からはその負担割合の見直しの要望がっていると聞いております。

次に三項目目でございます。地方自治法では広域連合の分賦金については広域連合を組織する地方自治体の人口・面積・地方税の収入額・財政力・その他客観的な資料に基づかなければならぬとされております。当初国は後期高齢者医療制度の準備にあたり共通経費の分賦金の考え方については均等割の負担割合を、当時既存の介護保険広域連合における均等割の値を参考に10%という具体的な数字を示しましたが、その後多様な規模の団体で構成する広域連合や市町村の声からこれを撤回し、その後に小規模な市町村に過大な負担にならないようになるなど、地域の実情に応じて定める必要があるとしております。当広域連合の22年度の予算における均等割を含めた市町村事務費負担金の高齢者人口一人あたりの負担額を比較しますと低い水準にある都市と高い水準にある町村では約2倍以上の開きがございます。均等割の上昇は小規模自治体の負担増を更に増すことになり、当該自治体の住民や議会の理解を得ることが困難となることが予想されます。以上でございます。

議長（長崎 武利） 4番。中村義雄議員。

4番（中村 義雄議員） はい。第二質問をいたします。私がですね、なぜ今回これを質問しようかと思った経緯でございますが、お話をありましたように、決して私も7%がですねおかしいとは思っておりません。ただ、今これは国のレベルでもそうです。政治と金の問題。そして、地方もそうです。まさにこの広域連合の中がこの県民の政治不信の真ん中にいるわけですよね。その中で贈収賄があっただろうとされている中で、今のような答弁でですね福岡の県民の皆さんのが、はたして納得されるのか、そこを問いたい

わけでございます。今回の保険料も4.94%上がると、私もいろんな所で市政報告会をしますが、また上がるのかという不安がたくさんあります。その中で、また不正が行なわれているのにまた上がるのか、という話がどんどん、どんどん聞こえてくるんです。であれば、きちんと起こったことをですね、広域連合が始まる前の話でしたという話ではなくて、この場で説明すべきではないでしょうか。特に私たち今回のことに関しましては、私たち政令市のような人口の多い、規模の大きな所に不利なことが行なわれてるわけでございます。広域連合長の久留米市もそうじゃありませんか。連合長、果たしてあなたは、あなたを支持してくれた久留米市民に今のような答弁で納得してもらえると思われるのでしょうか。私は今までのお話を聞いて、とても北九州市民がこれを納得するとは思えません。その市民への説明や納得についての広域連合長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（長崎 武利） 楠原広域連合長。

広域連合長（楠原 利則） 中村議員も申されましたように、7%という水準の問題ではなくて、広域連合としての説明責任というようなニュアンスで受け止めさせていただいたわけでございますが、確かに広域連合として被保険者の皆様、そして県民の皆様に説明をする責任はあるというふうに思います。それについては最大限に説明をしていくべきでございますが、その説明の趣旨といいますのは、広域連合設立前の事案であって設立後の広域連合の組織運営については適切に行なわれていると十分理解をしていただくための説明、そして更には今後の運営のために広域連合のいわゆる被保険者の皆さんへの負担の軽減、そして健康の増進、それらについて最大限の努力をしていく、そのような二つの視点からの説明をする必要がある、そのような認識をしております。

議長（長崎 武利） 4番。中村義雄議員。

4番（中村 義雄議員） はい、分かりました。ただですね、県民の皆さんはそういう説明ではやっぱり私は納得できないと思います。ただ連合長さんもですね、代わられたばかりでこれ以上の討論は酷な話だと思いますので、ぜひ今度の23年度に向けてはですね、今のお話も含めてきちんと説明できるようなことを考えていただきたいと思います。23年度いっぱい終わるかもしれないという前提はあると思いますが、ここで政治不信を払拭しておかないと新制度になったときも、またどうせ不正が行なわれて、自分たちの貴重な税金が無駄に使われるのではないかというふうに、県民の皆さんが思うことが、今一番私は危惧されておりますので、今後の運営にですね反映していくだければと要望して終わりたいと思います。以上です。

議長（長崎 武利） 答弁はよろしいですね。

4番（中村 義雄議員） はい。

議長（長崎 武利） 次に44番、大西 勇議員。

44番（大西 勇議員） 44番。志免町選出の大西でございます。長時間になっておりますが、最後ですのでしばらくのご辛抱をよろしくお願ひいたします。まず、先ほど

も質問があっておりましたけども、割愛するところもありますけども、重複するところもありますけどもよろしくお願ひします。まず自治会館における今回の不祥事について、後期高齢者医療広域連合議会の設立準備委員会における議員定数と市町村負担金が問題になっております。その中で一番目には後期高齢者医療制度が24年度末をもって廃止となっている中で、現在の議員定数は必要ないのではないかと思っておりますが、この点いかがお考えでしょうか。②の説明責任については先ほども答弁があつておりましたので、割愛させていただきます。次に資格証明書についてお尋ねします。資格証明書の交付については、国保でもその判断に苦慮しているところであります。どのような取り扱いを行なうのか、再度その点を明確に答弁いただきたい。更に現在の先ほども言いましたけれども、24年度末をもって廃止されると明言されているなかで、平成22年2月8日の国保実務の中にも載っておりますけれども、資格証明書発行、こういうことは極力すべきではないと考えておりますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

() 次に、現在の医療制度の廃止に係わる影響と新しい制度への移行についてお尋ねします。現在の後期高齢者医療制度は、多くの専門家や関係者が10年余の検討・議論を重ね、国民皆保険制度維持継続していくために新たにスタートした制度であると理解しております。しかし政権交代を機に24年度末をもって廃止され新たな医療制度へ移行する方針が出ておりますが、その時の被保険者の混乱や各自治体における電算システム開発に伴う費用負担や窓口業務の混乱などを大変心配しております。新たな医療制度が高齢者にとって、安心して医療が受けられるような制度となりますよう、また制度移行に向けて被保険者の混乱や市町村現場での混乱をできるだけ起こさないよう、新連合長としてのお考えをお尋ねいたします。

() 次に保険料についてお尋ねします。健康長寿医療計画の中で22年から27年までの5年間の高齢者医療費の状況や被保険者数がシミュレーションされております。その中で福岡県においては75歳以上の人口は平成17年の46万4千人から10年後の27年には1.37倍の63万7千人に達し、総人口に占める割合も平成17年度は9.1%が27年度には12.8%になる見込みとなっております。

一方、これら高齢者を支える世代の人口は減り続け15歳以上64歳までの人口は総人口に占める割合も平成17年度は66.2%でしたが27年には61.6%となる見込みとなっております。被保険者数はこの制度施行時の20年度は51万9千人でしたが、平成24年度には13.9%増の59万1千人となると想定されております。この状況から見ると現役世代の負担割合がますます大きくなり運営が厳しくなることは確実ではないかと思っております。今回の22年度から23年度の保険料率算定状況から見ても、軽減措置後一人あたりの保険料は3,550円増。4.94パーセント増となっております。しかし本来は13パーセントの増加となっております。冒頭の連合長の挨拶にもありましたけれども、その増加抑制の対応として平成20年度・21年度にお

ける剰余金の活用として約33億3千万円の抑制額を繰り入れられております。更には財政安定化基金の活用として、基金への拠出額を積み増し、基金から64億円の交付を受けて13%増のところを4.94%の増額に押さえられたということです。今回22年と23年の見直しということですが、であれば次の2年先、24年度末を廃止とされておりますが、次の2年先、あと1回24年に見直しがあると思いますけれども、その時の保険料がどのくらい増加するのか、シミュレーションはされておられるのでしょうか。相対的な対応策は持っておられるのでしょうか。お尋ねします。以上の点について答弁を求めます。

議長（長崎 武利） 楢原広域連合長。

広域連合長（楢原 利則） ご質問の三項目目の現在の医療制度廃止に係る影響と新たな医療制度について大西議員のご質問にお答えをいたします。その他の項目については事務局長からお答えをいたします。現在国におきまして、厚生労働大臣の主催により関係団体の代表・高齢者の代表・学識経験者からなる高齢者医療制度改革会議が開催をされております。次期医療制度への議論がなされておりますけれども、本年の夏には高齢者医療制度改革会議において中間とりまとめが出されることとなっておりまして、まずはこの結果を注視してまいりたいと考えております。なお、後期高齢者医療広域連合の全国組織であります、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、平成21年9月30日、同11月20日に厚生労働大臣へ4項目でございますが、まず1項目目、制度移行に必要な財源は全額国において負担すること。2項目目広域連合、市区町村等との開かれた議論を行い、その意見を十分に尊重すること。3項目目国の責任による制度説明を徹底し、現場に混乱が生じないように配慮すること。4項目目電算システムの構築にあたっては、十分な準備検証期間を確保すること。などの新制度に対する要望書の提出をしているところでございます。今後も必要に応じて、全国協議会を通じまして国への要望を行なってまいりたいと考えております。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 大西議員のご質問にお答えします。まず1項目目でございます。広域連合議員の定数については、広域連合規約に定められており仮に早急に変更手続きをするとしても地方自治法の規定により市町村で協議をして、案を決めて市町村議会の審議・議決を経たあと県知事の許可が必要となりますので、かなりの時間を要することになります。一方、現在の規約に基づき平成23年度からの議員数は34名となります。概ね、二次医療圏ごとの選挙区で連合議員の選出をすることになりますので、選挙区ごとの連絡協議会を設置し、広域連合に係る情報の共有や広域連合議員の候補者の選出の協議などを進めていただく予定です。そのため新たな議員の選出は、早くても平成22年12月の市町村議会で、場合によっては平成23年3月の市町村議会での選出の見込みで、いずれにいたしましても平成22年度での中途での移行は困難ではないかと考えております。

次に二項目目でございます。資格証明書について厚生労働省はその運用に係る留意点を示すと併に保険料の納付につき、十分な収入があるにも係わらず保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って交付することとなるよう、留意点に沿った厳格な運用を求めております。当広域連合は被保険者からの負担の公平性などの観点から資格証明書の交付は必要なものと考えております、厚生労働省が示している運用に関する考え方によつて、適切に対応していきたいと考えております。また、厚生労働省は滞納被保険者への対応について、納付初期の段階からきめ細かな措置を講じることが必要であり、とりわけ滞納被保険者との接触の機会を増やすことが重要であるとして、短期被保険者証の交付を繰り返し行なうことを求めており、これを受け、平成22年8月に予定しております被保険者証の更新の機会を捉え短期被保険者証の運用を始めることとしております。なお、これらの具体的な取り扱いについては、他の広域連合の状況なども参考にして、現在検討を進めているところでございます。最後に4項目目でございます。通常考えられる保険料の増加要因といたしまして、一人あたりの給付費の伸び、若年人口の減少に応じて2年ごとに改定される、後期高齢者負担率の上昇などが考えられます。また、増加の抑制については、今回と同様、財政安定化基金の活用や今後2年間の運営の結果によります剰余金の活用、こういったものが一定の対応が可能ではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（長崎 武利） 44番、大西 勇議員。

44番（大西 勇議員） 最後に一点、質問させていただきます。徴収率の件で質問いたしますけれども、本来なら特別徴収ということで、年金からの天引き、また一定の方には普通徴収が制度化されています。しかしながら色々な制度改革に伴い、昨年から希望があれば普通徴収に切り替えることができるという規制緩和がされております。このことによってわが町においては、他の自治体でもそうではないかと思いますけれども、特別徴収と普通徴収の割合が逆転しております。以前は当然特別徴収が6割、普通徴収が4割でしたけれども制度の改正により、現在は特別徴収が4割で普通徴収が6割となっております。当然徴収義務は自治体にありますが、しかしこのことにより、普通徴収が増えしていくということは、当然徴収率に悪影響を及ぼすのではないかと思っております。広域連合が表示している徴収率 98.6%の目標、これを確保することがこれから各自治体の大きな課題となってくるのではないかと思っております。広域連合としては、このことについて、また全体の特別徴収と普通徴収の割合や人数、こういうことは把握されておられるか最後にお尋ねします。それと最後に高齢者の数字を出して保険料の厳しい状況をお尋ねしましたけれども、良い要素は全くありません。厳しい状況ばかりだと思っております。その上で今回の後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の不祥事ということで、民意は不信だらけとなっております。ぜひこれからひとつ新連合長におかれましては、説明責任をしっかり果たしながら運営していくことを要望して、私の一

般質問を終わりとします。

議長（長崎 武利） 大津事務局長。

事務局長（大津 秀明） 2回目のご質問にお答えします。年金からの特別徴収については、平成20年10月から一定の要件の下に口座振替への変更が可能とされ、更にその要件が撤廃され平成21年4月からは、どなたからでも申請を行うことにより口座振替への変更が行えるようになっております。このような中で保険料の調定額による平成20年度保険料に係る普通徴収の割合は、昨年5月末現在で38%でしたが、本年2月末現在での平成21年度保険料に係る普通徴収の割合は、41%とわずかに増えています。しかし、平成21年度保険料の普通徴収に係る収納率は、本年2月末の時点における7月納期から1月納期までの7期分で95.4%と前年同期と比較して1.2ポイント程度上回っており、特別徴収から口座振替への変更による収納への影響は生じていない状況であります。こういった中で構成市町村と連携をとりながら、収納対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（長崎 武利） 通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わりります。

■日程第17 請願第1号

議長（長崎 武利） 次に日程第17 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願を議題といたします。紹介議員に請願の趣旨の説明を求めます。49番、川上 誠一議員。

49番（川上 誠一議員） 芦屋町の川上です。後期高齢者医療制度に関する請願について提案説明をいたします。この請願をもって提案とします。「小泉構造改革」により8年間で社会保障予算は8兆3,630億円も削られ、国民の医療・福祉は崩壊寸前です。加えて一昨年の経済不況以降、国民の所得はますます減少しています。とりわけ高齢者は低い年金にもかかわらず、重たい医療費負担で受診を手控え、必要な介護サービスは抑制され、社会から孤立する人がますます増えています。

後期高齢者医療制度は今年4月で実施3年目を迎えます。昨年9月に発足した鳩山新政権は、平成25年度から新しい高齢者医療制度に移行しそれまでこの制度の廃止を先送りする計画です。そのため、この制度の被害は引き続き広がっています。

今年4月から保険料が見直され、第2期保険料が決まります。新しい保険料はいくらになるのか、後期高齢者の関心は高まっています。全国一高い福岡県の保険料がどうなるのか、県内の保険者が不安を持って関心を寄せています。

折りしも、当県の広域連合設立準備に係る贈賄事件の発覚で、事件の真相への関心と広域連合という組織そのものへの疑念も広がっています。

このような中で開催される平成22年第1回広域連合会議（定例会）で第2期保険料額などが決定されます。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会におかれましては、県民の真剣な願いに十分に耳を傾け、行動されますよう下記のとおり請願いたします。

- (1) 第2期保険料については、現行水準から引き下げるここと。
- (2) 医療費通知については、今後取り止め、その費用を保険料引き下げの財源に充当すること。
- (3) 後期高齢者の増加による保険料負担の軽減のために、国に対し補助を求めるここと。
- (4) 老人保健制度時と同様に、保険料を滞納しても資格証明書を発行することなく、すべての被保険者に保険証を交付すること。
- (5) 後期高齢者医療広域連合設立に絡む贈賄事件に関して、なぜそのような事件が発生したのか、事件の真相を議会に明らかにし、県民に公表すること。
- (6) 鳩山政権がすすめる後期高齢者医療制度に替わる「新しい高齢者医療制度」の創設には十分に時間をかけた議論が必要であること、そのためにも後期高齢者医療制度をまず廃止し、いったん老人保健制度に戻すよう国に要請すること。

以上でございます。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長（長崎 武利） 本請願に対する執行部の参考意見を求めます。中田事務局次長。

事務局次長（中田 功） それでは後期高齢者医療制度に関する請願として第二期、平成22・23年度の保険料など6項目に付きまして要望が出されておりますので、執行部の考えを整理しております。お手元に資料を配布しておりますので、私のほうから、その主なものについて簡単に説明させていただきます。

まず項目1の第二期保険料については、約97億円の財政安定化基金の積み増し等により保険料の上昇抑制に努めてきたところでございます。

次の項目4、資格証明書の発行につきましては、厚生労働省の考え方方に添って、適切に対応していきたいと考えております。

最後に項目6、後期高齢者医療制度に替わる新しい高齢者医療制度については、現制度を急に廃止することは被保険者はもちろん、医療現場にも多大な混乱を招くおそれがあることなどから、新制度に移行するまでは現行制度を維持するとともに新制度の検討にあたりましては、被保険者及び関係機関と十分議論を行うことなどを併せて、国に要望をしておるところでございます。以上簡単ではございますけれども、請願に対する広域連合の考え方についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（長崎 武利） 本件について討論の通告がありますので、これを許可します。3番、荒川 啓議員。

3番（荒川 啓議員） 北九州市の荒川でございます。請願第1号後期高齢者医療制度に関する請願に対し、賛成の立場からその主なものについて討論を行います。請願趣旨の中で述べられているように、この間の構造改革により8年間で社会保障予算は総額8

兆3、630億円も削られ、加えて経済不況による生活苦が国民を直撃しております。実施3年目を迎える後期高齢者医療制度は、とりわけ本県においては保険料の負担増で高齢者の暮らしをますます痛めつけるものとなっております。請願の第一項は第二期保険料は現行水準から引き下げる求めることで、その内容は高齢者の率直で切実な声であります。保険料負担が今以上に重くなれば、多くの加入者が保険料を払いたくても払えず、滞納している現状が一層深刻なものとなることは明らかであります。また第3項は保険料負担軽減のために広域連合として国に補助を要求するよう求めるものであります。制度の枠内では、保険料軽減の財源を持たない広域連合とすれば国による財源対策は決定的な要素となります。ましてや保険料負担の軽減のための措置は国が言明していたものであり、広域連合として強く実行を求めるべきであります。次に請願第6項は後期高齢者医療制度に替わる新しい高齢者医療制度については十分に時間をかけて検討することを求めるとともに、まずは現行の後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことを求めております。昨年11月30日、新制度を協議する厚生労働大臣の諮問機関、高齢者医療制度改革会議の第1回会合において、長妻厚生労働大臣から新制度検討にあたっての基本的考え方方が示されました。その中で75歳という年齢区分の廃止などとともに、新制度を市町村国保の広域化につなげ、地域保険としての一元的運用の第1段階とすることが打ち出されております。しかし国保の財政難は国庫負担の削減が最大の原因であり、その状態のまま広域化しても改善には繋がりません。また、地域保険の一元化も同様であります。国庫負担を抑制したまま国保と健保を一元化しても問題解決には繋がりません。については老人保健制度は高齢者の窓口負担を軽減する財政調整の仕組みであり、制度自体に差別や給付抑制の仕掛けが組み込まれておりません。存続すればするだけ被害が広がる現行の後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、まずは元の老人保健制度に戻すべきであります。以上の立場から請願第1号に賛成いたします。これで、私の賛成討論を終わります。

議長（長崎 武利） 質疑の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。本件について、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成少数）

議長（長崎 武利） 起立、少数です。よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

■閉会（20時40分）

お諮りします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについて、会議規則第39条の規定によりこれを議長に委任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（長崎 武利） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任していただきましたことに決定をいたしました。

以上で議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして平成22年 第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

長崎武利

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

伊藤信勝
福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員